給油取扱所予防規程(見本)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、

給油取扱所(以下「当所」という。)における危険物の取扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

(尊守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

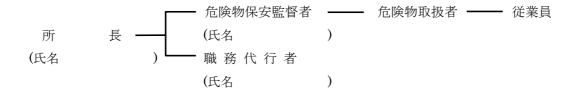
(規程の変更)

- 第5条 この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取 扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならな い。
- 2 この規程の変更を行うときは所轄消防署に変更の申請をして、市長の認可 を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

(組 織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安 の役割分担を定めなければならない。



2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不 在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の 中から指名しておかなければならない。 (所長の職務)

- 第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、当所において保安上必要な 業務が適切に行われるようにする責務を負うものであり、施設が適正に維持 管理されるように努めなければならない。
- 2 所長は、引継方法を明確にするとともに、全従業員に対して勤務交替時に おける引継事項の報告をさせなければならない。

(危険物保安監督者の職務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、当所の保安の維持に努める責務を負うものとする。

(監視等を行う者の職務)

- 第8条の2 顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業(灯油若しくは軽油に限る。)を直接視認により監視、制御、並びに顧客に対し必要な指示等(以下「監視等」という。)を行う危険物取扱者(以下「監視者」という。)は甲種又は乙種の危険物取扱者とし、顧客に対し保安の確保のための指示を与えるほか、特に次の事項に留意しなければならない。
 - ① 監視等による指示を行うときはインターホン又は放送設備により行うものとする。
 - ② 直接視認が妨げられる場合には、モニターカメラ及びディスプレイにより監視するものとする。
 - ③ 監視者の指揮下で監視等を行う者は、監視者の指示に従い、給油又は注油作業時の安全管理に努めなければならない。
 - ④ 同時に複数の従業者により監視等を行う場合には、そのうちの1名を危険物取扱者とし、その他の従事者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うものとする。
 - ⑤ その他、監視者は顧客の給油又は注油作業を適切に監視すること。
- 2 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。
- ※ 第8条の2については、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合に定めること。

(危険物取扱者の職務)

- 第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に 定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。
- 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安

監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

- 第11条 危険物を貯蔵し又は取扱う場合においては消防法令に定めるところ によるほか、特に次の事項に留意しなければならない。
 - ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取 扱者が必ず立ち会うこと。
 - ② 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認し、給油又は注油しようとする危険物に誤りがないかどうかを確認してから行うとともに、その場所を離れないこと。
 - ③ 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち合い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう細心の注意をもって監視すること。
 - ④ みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
 - ⑤ 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
 - ⑥ 灯油を容器に詰め替えする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
 - ⑦ 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障 となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自ら給油作業等を行う場合の貯蔵及び取扱基準)

- 第11条の2 監視者は顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、 又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合は、消防法令に定めると ころによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。
 - ① 顧客が求める油種を必ず確認するとともに、その場所を離れさせないこと。
 - ② 顧客の給油又は注油作業が開始されるときには、火気がないこと、その他 安全確保上支障がないことを確認すること。
 - ③ 給油作業時はエンジンが停止され、自動車への燃料タンクへの給油である こと等を確認すること。
 - ④ 容器への詰め替え作業(灯油若しくは軽油に限る。)においては、容器が 適法なものであることを確認すること。
 - ⑤ 顧客の給油又は注油作業が完了したとき並びに顧客用固定給油設備及び 固定注油設備(以下「顧客用固定給油設備等」という。)のホース機器が使 用されていないときには、制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を 停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。(自動制御を含む。)
 - ⑥ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置(緊急

停止スイッチ)により危険物の供給を一斉に停止し、全ての顧客用固定給油設備等において取扱いが行えない状態にすること。

- ⑦ 火災を覚知した場合は、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。
- ※ 第11条の2については、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合に定めること。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第11条の3 危険物保安監督者は、顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定し、容易に変更することのないよう管理しなければならない。

油	種	数量	給油時間
ガソリン		100リットル以下	4分以内
灯	油	100リットル以下	6分以内
軽	油	200リットル以下	4分以内

※ 第11条の3については、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合に定めること。

(単独荷卸しの際の留意事項)

- 第11条の4 単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び_____ が構築した単独荷卸しの仕組みによるほか、特に次の事項に留意しなければ ならない。
 - ① 単独荷卸しに必要な安全対策設備は適切に維持管理すること。
 - ② 単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づいた移動タンク貯蔵所を使用し、かつ、必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者により行うこと。
 - ③ 危険物保安監督者及び危険物取扱者は、単独荷卸しが行われる場合において、移動タンク貯蔵所の安全な停車場所の確保、火気の注意等保安上必要な対策をとること。
- ※ 第11条の4については、単独荷卸しが行われる給油取扱所の場合に定めること。 なお、併せて、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
 - ② 単独荷卸しを実施する運送業者のリスト
 - ③ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独 荷卸しを実施することを確約した書類(契約書等)

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

- 第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。
 - ① 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係のないものをもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
 - ② 給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
 - ③ 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第13条 所内にいる自動車を駐車させるときは、給油のための一時的な停車 を除き消防法令で駐車が禁止されている場所以外の場所において、あらかじ め明示された駐車場所で行わせるものとする。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検及び巡視)

- 第14条 危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、次に定める ところにより点検及び巡視を実施しなければならない。
 - ① 点検は定期点検及び日常点検とする。
 - ② 定期点検は消防法第14条の3の2の規定により年1回以上実施するものとする。

ただし、地下タンク及び地下埋設配管の定期点検(漏れの点検)については、地下タンク点検対象設備の区分に応じた時期ごとに、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2第1項の規定により、加圧、微加圧、微減圧、その他の方法等による点検方法で実施し、その結果については所轄消防署へ報告するものとする。

- ③ 日常点検は危険物の貯蔵又は取扱いに関しその安全を確保するため、その施設の使用の開始前及び終業時に必要な点検及び巡視を行うものとする。
- 2 危険物保安監督者を点検責任者として定め前項の点検及び巡視を実施しなければならない。
- 3 点検及び巡視を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、 使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理 等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第1項の規定により点検及び巡視を実施したときは、点検記録簿に結果を 記録し、定期点検については3年間、日常点検については1年間これを保存 しなければならない。

(改修、補修)

- 第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。
- 2 前項の工事を行う場合は、万全の安全対策を講じた後、適正に行われるよう危険物保安監督者が立ち合い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行うとともに、工事計画作成段階、工事中、工事終了後の区分に応じ、関係者への連絡体制を定め、保安の措置及び安全確認の体制を定めなければならない。

(施設の工事における安全管理)

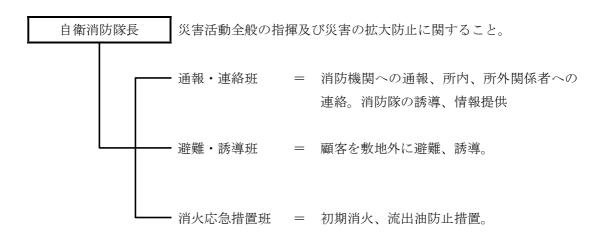
- 第15条の2 前条の工事を行うときは、給油等の業務が非定常作業となることを認識し、次の事項を確実に実施しなければならない。
 - ① 工事中における火気の使用若しくは取扱いの管理は、工事部分と工事以外の部分が確実に養生され、消防法令に定める承認若しくは届出に基づき 実施されていること。
 - ② 工事計画を承認する仕組みや手続き、工事開始、開始後に行うべき安全対策に関する保安情報等の遵守事項が全ての従業員、工事施工関係者に周知されていること。

第5章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第16条 所長を消防隊長として、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は次のとおりとする。

なお、任務分担については、消防隊長及び隊員の氏名等を記入した自衛消防隊の編成表を所内の見やすい箇所に掲示しておくものとする。



2 消防隊長は、災害時において隊員を指揮して初期消火その他の災害の拡大 防止の措置を行い、また、公設消防隊が到着したときは火災等の概要につい て報告をするものとする。

- 3 隊員は消防隊長の指揮を受け、消防用設備等及び応急資機材を活用し、初期消火その他の災害の拡大の防止に努めなければならない。
- 4 消防隊長は異常発生の危険性を想定し、従業員の緊急参集体制を整備する とともに、吸着マット等の油回収資材・被害拡大防止のための資機材調達等、 事前措置の体制を確立しておかなければならない。

(消火活動等)

- 第17条 消火活動等は次により行わなければならない。
 - ① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直 ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防 止等の応急措置を講ずること。
 - ② 危険物が所外に流出し、または可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

(単独荷卸し時の消火活動等)

- 第17条の2 単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は単独荷卸 しの仕組みに基づき、火災、危険物の流出等が発生した場合、適切な措置を 講ずること。
- ※ 第17条の2については、単独荷卸しが行われる給油取扱所の場合に定めること。

(地震発生時の措置)

- 第18条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器 具の使用を中止しなければならない。
- 2 前項の措置後は、人命の安全を確認するとともに次の点検を行わなければ ならない。
 - ① 火災・漏えい状況の目視確認
 - ② 施設の被害状況確認
 - ③ 計量機、ポンプ設備の点検
 - ④ 地下タンク等からの漏えい点検(液面計・漏えい検知管・側溝)
 - ⑤ その他電気設備の点検
 - ⑥ 隣接建築物の被害状況の確認
- 3 施設の使用開始にあたっては前項の点検を行い、安全を確認した後でなけ れば使用してはならない。

(地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置)

第18条の2 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 前条に定める事項に加えて、従業員及び顧客等に津波に関する情報を伝達し、 別に定める避難方法及び避難経路により指定の避難場所へ避難しなければな らない。

- 2 前条第2項に定める点検を実施する際には、津波襲来までの時間を考慮し、短時間で効果的な措置ができるように、従業員の役割を事前に定めておかなければならない。
- ※ 第18条の2については、津波浸水区域に所在する給油取扱所の場合に定めること。 なお、避難経路、避難場所等を記した書類を別途、作成すること。

第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第19条 所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとすること。

対象者	実施時期	内 容
		(1) 予防規程の周知徹底
全従業員	2回以上/年	(2) 火災予防上の遵守事項
		(3) 安全作業等に関する基本的事項
		(4) 各自の任務、責任等の周知徹底
	入社時	(5) 地震対策に関する事項
		(6) セルフスタンドの特殊性に関する事項
新入社員		(7) 単独荷卸しに関する事項
		(8) その他
	上記(1)~(8)	
E/: 1/1 =1/4	監視等の業務	(9) 危険物の性質に関する知識
監視者	に従事する前	(10) 火災予防・消火の方法等に関する知識
		(11) 当所の設備の構造・操作等に関する事項

- ※ 第19条中の(6)及び監視者欄については、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合に定めること。
- ※ 第19条中の(7)については、単独荷卸しが行われる給油取扱所の場合に定めること。

(津波に関する教育)

- 第19条の2 所長は、前条に定める教育のほか、第18条の2に定める津波 に関する措置が効果的に実施できるように、従業員に対して教育しなければ ならない。
- ※ 第19条の2については、津波浸水区域に所在する給油取扱所の場合に定めること。

(訓 練)

第20条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は6か月に1回以上、

- 総合訓練は12か月に1回以上とし次により行うこと。
- ① 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。
- ② 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと。
- ③ 監視者に対する給油停止、緊急時の消火設備等の操作方法等の訓練を実施する。
- ※ 第20条中の②について、津波浸水深30cm以上の区域に所在する給油取扱所の場合は、 南海トラフ地震を想定した総合訓練を行うよう定めること。
- ※ 第20条中の③について、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合に定めること。

第7章 関係書類の整備保管

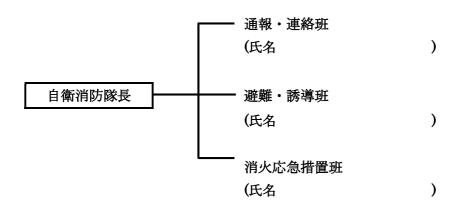
(書類の保管)

- 第21条 所長は次の関係書類を整備保管するものとする。
 - ① 許可申請書・届出書類等の副本
 - ② 所内の施設図面等
 - ③ 点検記録簿
 - ④ 設備の故障、補修等に関する記録
 - ⑤ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
 - ⑥ 異常時の応急措置に関する記録
 - ⑦ 事故に関する記録
- ※ 圧縮水素及び圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の場合は、次の内容を加える。

圧縮水素及び圧縮天然ガス等充てん設備については高圧ガス保安法第5条 又は第14条の許可を受ける必要があるが、当該設備が併設されている給油 取扱所については、圧縮水素及び圧縮天然ガス等による災害その他の非常の 場合にとるべき措置に関することを次の事項別により定めること。

- ① 設備が危険な状態になった場合の措置
- ② 事故、災害に対する措置

自衛消防隊編成表



※ 氏名はフルネームとし、差し替え式又は**書換え式等で表**示を行い、見やすく**掲**示すること。 なお、氏名に職名を冠してもよい。